

警備業法等の一部改正の概要

令和6年4月1日 改正施行

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、警備業法等の一部改正がなされ、令和6年4月1日より下記項目が変更となります。

下記変更点をご確認の上、お間違えのないようにしてください。

★認定証の廃止

- 認定証の廃止に伴い、認定証の再交付申請及び書換申請が廃止されます。
(例えば、法人所在地が変更した場合、変更届出書のみ提出となり、認定証の書換申請の手続きはありません。)
- 認定(更新)の際、認定証の交付はなくなりますが、認定(更新)された場合は、認定番号、有効期限等を記載した「通知書」をお渡しする予定です。
※認定(更新)申請にかかる手数料(23,000円)に変更はありません。
- 認定証の返納義務が廃止されましたが、令和6年4月1日以降、各種申請時や立入り時などにおいて、認定証を回収させていただきますのでご協力をお願いします。
(法律上、廃棄しても問題ありませんが、個人・法人情報等が掲載されていますので取扱いには十分注意してください。)

★標識の新設及び掲示

◎警備業者は、自ら作成した「標識」を主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイト上でも掲示をしなければなりません。

※ウェブサイト上の掲示については、トップページ等消費者の目につきやすい箇所に明瞭に掲示する必要があります。

◎ウェブサイト上における掲示義務は、下記のいずれかに該当する場合は免除されます。

- 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

◎「標識」は、警備業者側において、改正警備業法施行規則第6条で規定された様式(右記様式)を作成していただく必要があります。

改正後、滋賀県警察のホームページにも掲載する予定ですので、参考にしてください。

◎改正施行後に、認定申請・認定更新申請を行った業者だけが対象となるものではなく、認定を取得しているすべての警備業者が対象となります。

標識の様式

別記様式第2号(第6条関係)

警備業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【お問い合わせ先】

滋賀県警察本部生活安全企画課
許可等事務担当室

TEL:077-522-1231(内線:3027)

